

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 件名及び数量

鳥取港廃棄物処理業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行場所

入札説明書による。

### (4) 履行期間

平成 19 年 4 月 27 日から平成 20 年 3 月 21 日まで

### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の廃棄物処理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 4 月 17 日（火）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

### (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物に係る収集運搬の許可を受けている者であること。

### (4) 重量物の処理に必要な重機類の調達及び集積等の労務の提供が可能であることのほか、休日夜間でも対応可能な者であること。

### (5) 東部総合事務所県土整備局の所管する管内に本店、支店又は営業所を有すること。

### (6) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体等が発注した本件業務と同種の業務を履行した実績を有していること。

### (7) 平成 19 年 4 月 10 日（火）から同月 17 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成 19 年 4 月 26 日（木）までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

## 3 契約担当部局

鳥取県鳥取港湾事務所

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0906 鳥取市港町8  
鳥取県鳥取港湾事務所 管理係（海友館2階）  
電話 0857-28-5998（直通）

(2) 入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431, 7432 又は 7433

(3) 入札参加資格確認申請書等の交付及び設計書の閲覧の方法

入札参加資格確認申請書は、平成19年4月10日（火）から同月17日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）から入手するものとする。なお、平成19年4月10日（火）から同年4月17日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間、(1)の場所以て入札説明書を交付し、設計書を閲覧に供する。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 郵便等による入札

不可とする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年4月26日（木）午後1時30分  
鳥取県鳥取港湾事務所（海友館2階）

5 入札者に要求される事項等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所以て平成19年4月17日（火）午後4時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明及び補足資料の提出を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出された入札参加資格確認申請書類を審査し、2に掲げる要件を満たしていることが確認された者はすべて入札に参加できる。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。